

災害時における被災者支援に関する協定書

美 唄 市

Sazary. 株式会社

ENELL 株式会社

災害時における被災者支援に関する協定書

美唄市（以下「甲」という。）、Sazary. 株式会社（以下「乙」という。）及び ENELL 株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 本協定は、美唄市内で発生した地震、風水害その他の災害時（以下「災害時」という。）において、乙が管理する宿泊施設及び丙が保有する分散型マイクロ水源インフラ端末を被災者支援活動のため甲が利用することに関する事、また、市民や企業等を含めた美唄市全体の防災力の向上を図るための必要な事項を定める。

（協力の内容）

第 2 条 乙は、ゴルフ 5 カントリー美唄コース施設に設置されている以下の施設の使用を承諾し、一時滞在施設（以下「避難所等」という。）として、地域住民及び帰宅困難者等（以下「避難住民等」という。）を受け入れる。

(1) Hokkaido ZEN Cabin

2 丙は、以下の設備を美唄市役所に設置し、無償で貸出する。ただし、設置場所については、甲の判断で変更できるものとする。

(1) ENELL 分散型マイクロ水源インフラ端末 無限水（33L） 1 台

(2) ENELL 分散型マイクロ水源インフラ端末 無限水（250L） 1 台

3 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、市民及び企業等の防災意識の啓発及び防災知識の普及など防災教育に関して連携・協力して取り組む。

（協力の要請）

第 3 条 乙は災害時、避難住民等から直接救援の申し出があった場合、施設の用途又は目的に支障を及ぼさない範囲で避難住民等を受け入れるものとする。

2 乙は、前項に掲げる申し出を承諾したときは、遅滞なくその旨を甲に対し、口頭又は電話等の手段をもって報告し、事後速やかに文書を提出するものとし、その内容は、施設使用承諾書（様式 1）によるものとする。

3 甲は、災害時に避難所等の開設が必要となる場合、施設開設依頼通知書（様式 2）により、乙に依頼できる。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（職員の派遣）

第 4 条 甲は前条第 2 項に基づき乙から避難住民等の受け入れの報告があった場合、

職員を施設に派遣するものとする。

(使用期間)

第5条 甲が施設を使用する期間は、乙の承諾を受けたときから、3日以内とする。

ただし、使用期間は、必要に応じて、甲、乙協議して変更できるものとし、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙及び丙に対して施設使用許可期限延長申請書(様式3)により、申請するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了する際は、乙に施設使用終了届(様式4)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所等解消への努力)

第6条 甲は、乙が早期に本来の活動等が再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(連絡体制の確立)

第7条 甲、乙及び丙は、情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立し、災害時に備えるものとする。

(費用の負担)

第8条 本協定に基づき避難住民等の救援に要した費用は、甲の負担とする。

ゴルフ5カントリー美唄コース施設及び美唄市役所設置設備の利用等に伴う費用についても、甲の負担とする。

(費用の請求)

第9条 前条に規定する費用は、乙及び丙が被災者支援活動を終了した後、甲あてに一括請求するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払請求があった場合は、美唄市の規定に基づき、速やかに乙及び丙に支払うものとする。

(守秘義務)

第11条 甲、乙及び丙は本協定の遂行により知り得たすべての情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

(1) 家族等からの施設に一時避難している者の照会に関するもの

(2) 警察官等、防災関係者からの照会に関するもの

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から換算して1年とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙及び丙いずれからの変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から1年間継続するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年2月10日

甲 美唄市西3条南1丁目1番1号

美唄市

美唄市長

乙 京都市東山区三条通白川橋東入五軒町106番地1

Sazary. 株式会社

代表取締役

丙 東京都港区南麻布2丁目13-12 E M南麻布ビル 3F

ENELL 株式会社

代表取締役

様式1 (第3条関係)

令和 年 月 日

美唄市長

様

代表者名



施設使用承諾書

災害時における被災者支援に関する協定書第3条第2項の規定により、災害発生時における一時滞在施設として、下記のとおり避難住民等の受け入れを承諾します。

記

受入日時	年 月 日 時 分
使用施設	
受入人数	名
避難理由	被災地域住民 帰宅困難者
備 考	

令和 年 月 日

記

受入日時	年 月 日 時 分
使用施設	施設名 [年 月 日 時 分]
利用人数	名
備 考	

※連絡先：美唄市役所 危機管理対策室
担当
電話 0126-62-3131

令和 年 月 日

様

美唄市長



施設使用許可期限延長申請書

このことについて、災害時における被災者支援に関する協定書第5条第1項の規定により、下記のとおり施設使用許可期限の延長をお願いします。

記

使用施設名称	
延長日時の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用人数	名
延長の理由	
連絡先	美唄市役所 危機管理対策室 担当 電話 0126-62-3131

様式4（第5条関係）

令和 年 月 日

Sazary. 株式会社 様

美唄市長 印

施 設 使 用 終 了 届

災害時における被災者支援に関する協定書第5条第2項の規定により、災害発生時における一時滞在施設としての使用について、下記のとおり終了します。
なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

使用施設名称	
終了日時	年 月 日 時まで
引き渡し予定日時	年 月 日 時まで
連絡先	美唄市役所 危機管理対策室 担当 電話 0 1 2 6 - 6 2 - 3 1 3 1